

第 33 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 21 年 3 月 25 日（水）10:00～11:45
場 所：国民会館住友生命ビル 12 階 大ホール
- 2 出席委員：池田委員、尾崎委員、高橋委員、塚口委員、中原委員、西山委員、花嶋委員、久野委員、藤田委員、又野委員、宮前委員、山口委員、山田委員、槇村専門委員
- 3 議 題：
 - (1) 会長等の選任について
 - (2-1) 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（環境配慮関係）の改定について
 - (2-2) 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（規定整備関係）の改定について
 - (3) その他
- 4 議事内容
 - (1) 会長等の選任について
池田委員が会長に選任され、山口委員が会長代理に選任された。
 - (2-1) 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（環境配慮関係）の改定について
 - 事務局が改定案について説明
 - 質疑応答
 - (委 員)(資料 2-2) 3 ページ目、3 (2)にある複数案と、4 ページ目 3 (5)にある複数案は同じものとして理解してよいのでしょうか、それとも熟度が違うと理解すればよいのでしょうか。
 - (事務局)同じものを想定しています。位置・規模の段階で検討した複数案を書いていたかという趣旨です。
 - (委 員)SEA については、総論としては誰もが賛成だと思います。自分がイメージしていたものを、事務局が資料 2-3 で説明していただきましたが、環境影響評価を行う立場の人間にとって、全く関係のない項目を最終的な判断に入れるかが、非常に微妙でプレッシャーのかかることだと思います。その他の事項(建設費等)のことです。例えば、片方が 500 億円かかり、もう片方が 3000 億円かかる場合、3000 億円のほうが、環境上良いからといって、それだけで、環境上良い案とするよう言っているのかどうか。都市計画の上位計画で議論されるべきなのかもしれません。道路が計画されたときに、大深度で行ったほうが高架もないし街がきれいになるじゃないか、と言われたら、誰も反対しないと思うのです。その判断を我々に求めることになるのでしょうか。
 - (事務局)環境だけではなく色々な要素もあるので、そこをどう見るのかという事だと思います。資料 2-3 の備考では、事業計画を絞り込んだ経緯についても記載するように求めているので、環境面だけではなく、その他の要素も含めて計画を絞り込んだ合理的な理由が記載されることとなります。今まで事業者は、最終的にどの案にするかを決めるときに、環境面よりもコスト等を中心に検討していた場合もあったかもしれませんが、複数案の段階で環境についてきっちり検討していただくのが、今回の改定で複数案の明示を求める趣旨です。
 - (委 員)例えば、ソウルで有名になった高架橋をなくすことについて、おそらく内部

では環境影響も含めて色々な議論をしたのだと思います。最終的には市長の政治的な野心、こうしたら市民が喜ぶだろうということで決定した。そうやってくると、環境影響とは一体何ぞや、ということが問われると思います。現在私がかかわっている PCB 汚染土の問題があります。封じ込めるのも、全部撤去するのも、どちらも安全です。封じ込めが推定 50 億円くらい、全部撤去すると 7~800 億円かかります。そのとき、住民の一部は 800 億円かけても撤去しなさい、と言われるわけです。10 億円と 13 億円でどうだ、と言ったときにはまな板の上ののると思います。だけど資料 2-3 に書いてある一桁金額の違う案の場合、考えたときに「この案は良いが、1 桁高いな」となったら、私なら安いほうにします。というのは、自分も税金を払っているからです。その辺が難しいのではないかと思います。だから、事務局のほうが、非現実的な方法に対してはあまり指導しないほうが良いのではないかと、微妙なところでは比較すべきであると思います。そのあたりは入り口で整理をしていただかないと、審査会で審査するときには優劣が決まってしまうと、後は社会経済的な判断になってしまう可能性があるのではないかと、という恐れを持っています。すごくすばらしい方法だけれど、実行されない一番大きな理由はそこではないかと思えます。その部分について府としてしっかりとした考え方を持っておかないと大変だな、と思います。

(事務局) 今回の改定の趣旨は、どういう経緯でその案に決まったのかということが今まで全く見えなかったの、そこをしっかりと明らかにしていただく、ということ。影響の大きな事業については、国の SEA が行われることになり。それ以外の比較的規模の小さいものについては、現行条例の中で、経緯を明らかにしていただき、それを縦覧して公表することで事業者もきっちり検討して説明することが期待できます。確かに、コストも利便性も優劣があり、なかなか決めるのは難しいと思います。今の制度の中で、どれを選ぶかということではなく、過程を明らかにすることで環境への配慮をしてもらうことを狙っています。

(会長) 工事費や利便性の話がありましたが、環境影響評価ではそれらは考慮しなくて良いと思います。

(委員) 私も会長と同じ意見です。どこかの上位計画で、違う部分での検討があるはず。です。

(委員) 資料にある A~C 案は全く並列ではなく、方法書の中では一つに絞り込んだ状態になります。選ばれた案に大きな問題がある場合のみ、他の案を検討するのだと思います。

(委員) 住民にとっては、今までは 1 つしか案が示されませんでした。複数の案があって、その中から選んだとなれば、その後の住民とのやり取りがしやすくなると思います。

(委員) 事業者がその案を選んだ理由を認めるか、ということが審査会に求められると思うのですが、事業者がどこまで理由を書いてくるか、事務局の姿勢を示して欲しいと思います。

(事務局) 事務局が複数案の優劣を選定する為に書いてもらうのではなく、経緯を書いてもらうのが改定の趣旨です。環境省のガイドラインに従って、本格的な SEA 手続きを実施したとしても、それぞれの案について環境上配慮すべき事項を指摘し、それを事業計画に反映してもらうことを目的としており、1 つの案に絞

り込むようなものではありません。今回、事後ではありますが、検討の経緯を明らかにすることで、情報公開が進むと考えています。また、これまでも環境上重大な問題のある案については、大幅な事業計画の見直しを求めるとの考えで審査をしてきました。材料は増えますが審査会においては今までと同じようなスタンスで審査をお願いしたいと考えています。

(委員)環境影響評価とは技術論だと思います。それに対して経済・社会的な影響を含めて評価するのは非常に難しいと感じるので、やはり入り口で整理していただきたいという希望があります。住民は C 案が一番良いというけれど、事業者は A 案しかやる気が無い場合が難しい。

(事務局)実際の方法書では、違う観点からの複数案や、検討できなかった理由が書かれる可能性が高いと考えます。

(会長)具体的な運用については、個別の案件が出てきたときに検討していただくこととして、今回の改定案については審査会として了承してよろしいでしょうか。

(委員)個別の話で申し訳ないのですが、今回は改定されないとする別表 7 の 5 歴史的・文化的環境の表について、埋立事業、港湾計画については評価しなくても良いことになっているが、考え方も変わってきており、評価する必要があると考えます。

(事務局)別表 7 を追加した当時の議論を確認したうえで、検討させていただきます。

(会長)追加する方向で、事務局で確認していただいたうえで検討をお願いします。

(委員)生態系については、近年陸と海とのつながりが重要視されています。追加していただきたいと考えます。

(事務局)別表 7 の 4 自然環境でその旨の記載があり、考慮されていると理解しています。

(委員)別表 5 で項目出ししていただいたほうが、最近の知見を考慮しており、良いかと考えます。

(事務局)別表 5 については予測評価項目を書いておりますので、書き方については相談させてください。

(委員)資料 2-3 については、本日の審査会用でしょうか、それとも実務でも事業者に示すものでしょうか。

(事務局)基本的に本日の審査会用ですが、実務においては事前に相談がありますので、参考にはいたします。

(委員)この表の表現であれば、環境も考慮に入れた上での費用対効果分析をしないと結論が出ないようになっているのではないかと思います。この表は環境影響評価審査会の議論の方向を決めそうなので、こういった事例をもう 1~2 種類作っていただいたほうが良いかと思います。

(事務局)ケースに合わせていくつかのイメージを、改定から施行までの間に用意いたします。

(委員)今回提案された内容とは関係ないのですが、水生生物の調査方法について、p215 上部に示した調査項目について水温と溶存酸素を追加していただきたい。

(事務局)追加いたします。

技術指針そのものが策定されてから時間がたっていることもあり、各部分において新しい知見について指摘していただき、集約してもう一度審査会にご提案させていただきます。

(会長)それでは、本日の審査会では技術指針の改定についてはペンディングとさせていただきます。

(委員) 別表 7 の 3-5 都市景観について文化財と同様に港湾計画についても対象とするよう検討していただきたい。

(会長) 他にご意見が無ければ、改定案はもう一度提案していただくということで、本日は特に意見は集約いたしません。

(2-2) 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」(規定整備関係)の改定について

○ 事務局が改定案について説明

○ 質疑応答

(委員) Lden の den はどういった意味でしょうか。

(事務局) Day、Evening、Night の頭文字です。

(会長) 他に質問が無ければ、案のとおり改定することとします。

(事務局) 今回、改定にいたらなかった為、環境配慮部会は継続していただきたい。また、改定について了承していただいた部分もあるが、次回改めて全体としてご了承いただきたい。

(3) その他

○ メール等でご意見を頂くこととしたい。

○ 改定案は 6 月頃を目処にまとめ、審査会でご議論いただきたい。